

各務原市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例に関する指導要綱

(平成24年9月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年条例第27号。以下「条例」という。)に規定する緑地面積率及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関し、市との協議又は指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び工場立地法(昭和34年法律第24号)で使用する用語の例による。

(遵守事項)

第3条 条例を適用する区域において、総合特別区域法(平成23年法律第81号)第23条第1項の工場等新增設促進事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、環境保全の必要性が高い隣接区域に配慮するものとする。

- (1) 周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全を含む。)に努めること。
- (2) 境界のうち住宅及び商業施設と隣接している部分については、既存の緑地を削減しないこと。
- (3) 緑地部分への植栽は、緑化の容積を効果的に確保し、良好な景観を形成するため、事業者の本来業務に支障の出ない範囲内で、可能な限り中木(植栽時の高さが1.5メートル以上、かつ、成木時の高さが3メートル以上になる樹木をいう。)又は高木(植栽時の高さが3メートル以上、かつ、成木時の高さが5メートル以上になる樹木をいう。)を選定すること。
- (4) 環境施設にあつては可能な限り緑化を行う等、できる限り敷地内の緑化を進めていくこと。
- (5) 条例に定められた緑地の確保のほか、緑化推進活動に取り組むこと。
- (6) 敷地内の道路に面する部分の緑化に関しては、各務原市緑化に関する指導要綱(平成13年9月28日決裁。以下「緑化指導要綱」という。)に定める接道緑化率の達成に努めること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、緑地面積率を除き、緑化指導要綱に定められた緑化基準等の遵守に努めること。

(協議)

第4条 事業者は、前条各号に掲げる事項を遵守するため、あらかじめ市長と個別に協議し、当該現場の確認に応じなければならない。

(計画書の提出)

第5条 事業者は、前条の協議にあたって、条例を適用する事業の詳細を記した計画書を緑化推進活動の企画報告書とともに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。